

今月の言葉

人生に近道はない

総務部

社会保険について vol.1

日本に住所を有する国民すべて(外国人も含め)なんらかの健康保険に加入する必要があります。健康保険には大きく分けて2種類あります。下記の通り説明します。

○社会保険

お勤めしている人のための保険です。伸栄で働く方で、要件を満たす場合には全員が加入しています。加入手続きは勤め先が行います。社会保険料には健康保険と厚生年金が含まれています。保険料は給与の平均額(標準報酬)によって決まります。また、**扶養の人数で保険料が変動することはありません**。保険料は勤め先と折半になります。そのため会社が5割、従業員が5割の負担となります。社会保険には色んな手当があります。例えば医療保険や出産育児一時金はもちろん、その他にも**病気等で休んだ場合の休業補償**やその他色々あります。下記の協会健保のページにアクセスして各都道府県の保険料額表を見ることができます。保険料額表は毎年9月に更新されます。
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3150>

健康保険 被保険者証	本人(被保険者)	00163
	平成23年 4月 6日交付	
	記号 21700023 番号 21	
氏名	協会 太郎	
生年月日	昭和 61年 10月 22日	性別 男
資格取得年月日	平成 20年 10月 10日	
事業所名称	<input type="radio"/> 株式会社	
保険者番号	01010011	
保険者名称	全国健康保険協会 <input type="radio"/> 支部	
保険者所在地	<input type="radio"/> 市 <input type="radio"/> 区 <input type="radio"/> 町 <input type="radio"/> 〇-〇	印

○国民健康保険

この保険は自営業または、お勤めはしているが何らかの理由で社会保険に加入していない人が加入します。加入したい本人が直接市役所へ行き、申請手続きを行います。**保険料は前年度の収入、家族の人数と世帯収入により決定します。家族の人数によって保険料が変わります**。国民健康保険は病気等の治療のための医療保険、出産に伴う出産育児一時金等のメリットがあります。しかし**社会保険と違って国民健康保険は病気等のために休んだ日数の休業手当(傷病手当金)、または、産前産後手当(出産手当金)は支給されません**。国民健康保険料は名前の通り健康保険料のみ支払になります。そのため、年金は含まれていません。国民年金は本人が直接年金機構へ支払う必要があります。

今回は社会保険の保険給付について説明します。

自動車税のお知らせ

自動車税は車の排気量によって決まっています(初度登録から13年経過している車両は割増)。毎年4月1日に車を所有している人に課税され、納税通知が来る5月中に払わないと督促状が来ますが7月までは滞納金はかかりません。但し、支払をしないと車検を受けられませんが、7月以降は延滞金が加算される為、出来る限り今月中に納付しましょう。



障害者手帳をご存知ですか？

身体などに障害がある人が普段の生活がしやすく、また社会活動に参加できるようにさまざまな福祉サービスがあります。

- ①鉄道運賃やバスなどの公共交通機関の運賃の割引 ②有料道路料金の割引
- ③住民税や所得税の控除、自動車税・自動車取得税の減免などの税金の軽減制度など

例) JRなどの鉄道運賃割引

第1種・・・本人・介護者ともに5割引き

第2種・・・本人のみ5割引き、介護者は割引なし

※「第1種」「第2種」ともに、本人のみでの乗車の際は、片道100kmを超えないと5割引きになりません。これらのサービスは「身体障害者手帳」(身体障害)や「療育手帳」(知的障害)を取得している人が、その障害等級に応じて受けることができます。身体障害者手帳を申請する、しないは個人の自由ですが、生活に負担を感じるようであれば障害者手帳の申請をおすすめします。くわしいことは伸栄事務所、管理担当者へお問い合わせください。

